

**無料法律相談を行います**

**法律・税務・登記相談**

町田弁護士クラブ、東京税理士会町田支部、東京司法書士会町田支部で構成される三士会の協力により無料相談会を開催します。相談時間は、1人最大30分です。なお、守秘義務は法令に基づいて順守します。

市内在住の方 9月3日(土)午後1時～4時(受け付けは午後0時45分～3時30分) / 整理券を正午から配布します 町田市民フォーラム4階 定45人(先着順)

問 広聴課 ☎724・2102

**献血にご協力ください**

市庁舎で献血を実施します。輸血用血液の需要は年々増加しています。継続的なご協力をお願いします。

8月22日(月)、午前10時～11時45分、午後1時15分～3時45分 場 ワンストップロビー(市庁舎1階)

問 福祉総務課 ☎724・2537

**2022年アフガニスタン地震救済金の受け付け**

日本赤十字社では、2022年アフガニスタン地震救済金を9月30日(金)まで受け付けています。

ゆうちょ銀行での振替による送金 窓口での取り扱いの場合、振替手数料は無料です。

口座番号 00110-2-5606 加入者

**自由民権資料館 休館のお知らせ**

11月3日(祝)から開催の常設展リニューアル「自由民権運動と町田」準備のため、9月5日(月)～11月2日(水)は休館します。ご理解ご協力をお願いします。

問 同館 ☎734・4508

日本赤十字社 / 通信欄に「2022年アフガニスタン地震救済金」と明記してください。また、受領証発行希望の方は、「受領証希望」と明記してください。

銀行による送金 振込手数料が別途かかる場合があります。

口座番号 三井住友銀行 すすらん支店(普) 2787783、三菱UFJ銀行 やまびこ支店(普) 2105786、みずほ銀行 クヌギ支店(普) 0623498 口座名義 日本赤十字社(3行共通) / 受領証発行希望の方は、住所・氏名(受領証の宛名)・電話番号・寄付日・寄付額・振込金融機関名と支店名を日本赤十字社パートナーシップ推進部へご連絡ください。

問 日本赤十字社パートナーシップ推進部 ☎03・3437・7081、町田市福祉総務課 ☎724・2537

**消費生活センター**

**多重債務110番特別相談**

東京都と共催で実施します。まずは相談専用電話(☎722・0001)へご相談ください。

市内在住、在勤、在学の方 9月5日(月)、6日(火)、午前9時～正午、午後1時～4時 場 同センター

問 同センター ☎725・8805

**シニア**

**高齢運転者安全運転教室**

加齢に伴い、運転に必要な認知機能・身体機能は低下してきます。この機会にご自身の運転を見直し、改めて安全運転について考えてみませんか。なお、運転免許証の更新時に受講が義務付けられている法定講習とは異なります。町田ドライビングスクールの送迎バス(町田駅発のみ)がご利用いただけます。運行時間、乗車場所については同スクールHPをご覧ください。

ご覧ください。

9月22日(木)午前9時～午後0時30分 場 同スクール(南大谷) 交通安全講話、運転適性検査、実車走行等 定 24人(抽選、結果は9月15日ごろ郵送) 8月16日正午～31日にイベントダイヤル(☎724・5656)またはイベシスコード220816Aへ。

問 市民生活安全課 ☎724・4003

**消費生活センター**

**高齢者被害特別相談**

東京都と共催で実施します。まずは相談専用電話(☎722・0001)へご相談ください。

市内在住、在勤、在学の方 9月12日(月)～14日(水)、午前9時～正午、午後1時～4時 場 同センター

問 同センター ☎725・8805

**子ども・子育て**

**子ども創造キャンパスひなた村**

**●キンボールスポーツ体験会**

市内在住、在学の方 9月7日、21日、いずれも水曜日 午後3時30分～4時30分 定 各12人(申し込み順) 費 100円 8月17日午前10時から電話でひなた村(☎722・5736)へ / その他の講座やワークショップについては、同キャンパスひなた村HP等をご覧ください。



**ペットも家族!**

**親子で学ぼう「どうぶつあいご」**

ペットと飼い主がともに幸せに暮らしていくために大切なことについて学びます。ペットの飼い方等についての質問もできます。

小学生とその保護者 9月18日(日)

**市の魅力や情報を発信しています まちだシティプロモーション 公式アカウント**

問 広報課 ☎724・2101

**●Twitterアカウント名**

まちだシティプロモーション(町田市公式) @machida\_cp



**●Instagramアカウント名**

まちだシティプロモーション(町田市公式) @machida\_cp



**参議院議員選挙 投票結果**

問 選挙管理委員会事務局 ☎724・2168

7月10日に参議院議員選挙が執行されました。投票率は下表のとおりです。投票率等の詳細は市HPをご覧ください。

(在外投票含む)

選挙名	町田市	
	今回(2022年)	前回(2019年)
参議院(東京都選出)議員選挙	54.86%	53.78%
参議院(比例代表選出)議員選挙	54.85%	53.78%

**ご存じですか? クーリング・オフ制度**

問 消費生活センター ☎725・8805

**【クーリング・オフってなに?】**

クーリング・オフは、いったん契約の申し込みや締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。

6月1日からは、書面によるほか、電磁的記録(電子メール、USBメモリ等の記録媒体、事業者が自社のウェブサイト)に設けるクーリング・オフ専用フォーム等)でもクーリング・オフの通知を行うことが可能にな

りました。また、FAXを用いたクーリング・オフも可能です。

**【手続き方法】**

クーリング・オフの手続きは、書面または電磁的記録で行います。通知した文面や記録は保存しておきましょう。クレジットカードで契約した場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知する必要があります。

書面で行う場合 「特定記録郵便」または「簡易書留」など、発信の記録が残る方法で代表者宛てに送付しま

しょう。

電磁的記録で行う場合 まず、契約書面を確認し、電磁的記録による

クーリング・オフの通知先や具体的な通知方法が記載されている場合は、それを参照して通知しましょう。

**クーリング・オフができる取引と期間**

取引	期間
訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む)	8日間
電話勧誘販売	
特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)	
訪問購入(業者が消費者の自宅等を訪ねて商品の買い取りを行うもの)	20日間
連鎖販売取引(マルチ商法)	
業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)	

\*クーリング・オフ期間を過ぎても、連鎖販売取引、特定継続的役務提供は中途解約ができます。

\*契約書の記載内容に不備がある場合や、事業者が嘘を言ったり、脅したりして契約した場合は、クーリング・オフ期間が過ぎても解約が可能な場合があります。

\*通信販売には、クーリング・オフ制度の適用はありません。

**困ったときはご相談ください**

消費生活センター相談専用電話 ☎722・0001

市内在住、在勤、在学の方

祝休日を除く月～土曜日の午前9時～正午、午後1時～4時

消費者ホットライン(消費者庁) ☎188では、最寄りの相談窓口をご案内します。